

# 第1回静岡市清水庁舎整備検討委員会 次第

日 時 令和4年6月2日（木）16時00分～18時00分

場 所 清水庁舎303会議室（主会場）

江尻生涯学習交流館第1、第2講義室（傍聴会場）

1 開 会

2 静岡市長あいさつ

3 委員委嘱

4 委員自己紹介

資料1

資料2

5 委員長選任等

（1）委員長選任・あいさつ

（2）職務代理者指名

6 報 告

（1）事業経過

資料3

（2）清水庁舎の現状

資料4

（3）令和3年度調査

資料5

7 議事

資料6

整備方法・整備場所の見直し

8 事務連絡

第2回検討委員会：8月1日（月） 15時00分～17時00分

9 閉 会

## 静岡市清水庁舎整備検討委員会 委員名簿

(50音順)

No.	氏 名	所属・役職等	専 門
1	石垣 俊幸	公募委員	市民公募
2	伊東 哲生	静岡市清水商店街連盟会長	地元経済
3	牛場 智	静岡大学学術院人文社会科学領域准教授	都市経済
4	加藤 孝明	東京大学生産技術研究所教授 東京大学社会科学研究所・特任教授	都市計画・防災
5	黒瀬 武史	九州大学大学院人間環境学研究院教授	都市デザイン・都市政策
6	小豆川 裕子	常葉大学経営学部教授	ICT・働き方
7	関 孝一	社会福祉法人清水双葉会理事	行政経験者
8	田宮 文雄	静岡市清水区自治会連合会会長	自治会
9	恒川 和久	名古屋大学大学院工学研究科教授	建築計画 (公共資産経営)
10	堀川 涉	公募委員	市民公募

## 静岡市規則第18号

静岡市清水庁舎の整備の検討に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則をここに制定する。

令和4年3月24日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市清水庁舎の整備の検討に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市附属機関設置条例（平成30年静岡市条例第17号）第2条第4項の規定に基づき、清水庁舎の整備の検討に係る臨時的事務を処理するための附属機関（以下「附属機関」という。）に関し必要な細目を定めるものとする。

(名称)

第2条 附属機関の名称は、静岡市清水庁舎整備検討委員会とする。

(所掌事務)

第3条 附属機関の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 清水庁舎の整備に係る新清水庁舎建設基本構想及び新清水庁舎建設基本計画の見直し等について調査審議すること。
- (2) 清水庁舎の整備に係る新清水庁舎建設基本構想及び新清水庁舎建設基本計画の見直し等に関し、市長に意見を述べること。

(組織)

第4条 附属機関は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 都市政策、都市経済、都市防災、公共資産経営及び情報技術に関し優れた識見を有する者
- (2) 町内会及び自治会の代表者
- (3) 市民

3 市長は、前項第3号に掲げる者を委員に選任するに当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から令和5年3月31日までとする。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長)

第6条 附属機関に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、附属機関の会務を総理し、附属機関を代表する。

4 委員長は、附属機関の会議の議長となる。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 附属機関の会議は、委員長が招集する。

2 附属機関は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 附属機関の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

4 附属機関は、必要があると認めるときは、附属機関の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

## (1) 事業経過

- ◆昭和58年 清水庁舎供用開始  
【構造規模】鉄骨鉄筋コンクリート造 地下2F、地上9F(PH2F)  
【敷地面積】7,761.51㎡ 【延床面積】23,345.77㎡
- ◆平成15年 旧静岡市と旧清水市が合併し、現在の静岡市が誕生
- ◆平成23年3月 東日本大震災を受け、現清水庁舎の大規模災害を受けた場合の業務継続について調査を実施  
・災害時の事業継続や機能更新について検討（平成23年）  
→津波浸水により、地下にある電気設備に被害を受け、庁舎としての業務継続に支障（電源、通信手段、給水など）が生じる恐れがある。  
・建物の耐震性等について検討（平成24～25年）  
→耐震診断の結果、耐震性能ランクがⅡであり、倒壊する危険性は低いが、かなりの被害が想定される。
- ◆平成25年～ 市内部で庁舎の整備について検討（整備方法、移転先等）
- ◆平成29年2月 清水庁舎移転案を含めた清水のまちづくり構想「明日の清水のまちづくり」を発表  
「明日の清水のまちづくり」3つの基本方針  
①中心部への生活機能の集積  
②魅力に満ちた観光機能の向上  
③災害に強い防災機能の充実
- ◆平成29年2月～3月 清水まちなかタウンミーティングを実施  
・清水の将来ビジョン「明日の清水のまちづくり」をもとに清水区内、全8回実施
- ◆平成29年9月 静岡市新清水庁舎建設検討委員会を設置（～平成30年度/計11回開催）  
・外部有識者や自治会連合会、地元経済団体、公募市民等で構成される検討委員会を設置し、まちづくり、防災、行政運営などの様々な観点から議論  
・市民アンケートや公募市民によるワークショップの実施
- ◆平成30年3月 清水庁舎の再整備に向けた基本的な方針となる新清水庁舎建設基本構想策定  
【庁舎の基本理念】  
・市民に開かれたコンパクトな庁舎  
【庁舎整備の基本方針】  
・清水区民の行政サービスの拠点  
・清水区の防災拠点  
・清水区のまちづくりの拠点  
【概要】  
・現庁舎を清水駅東口公園に移転建て替え  
・平成34年（令和4年）の完成、引越しを目標
- ◆平成31年3月 新清水庁舎建設基本計画 策定  
【概要】  
・建物の耐震性能を最高水準とし、安全性に優れる免震構造の建物に  
・津波を受け流すピロティ形式を採用し、災害発生時の防災拠点としての機能を確保  
・JR清水駅と庁舎を空中レベルで結ぶペDESTリアンデッキや、立体駐車場を同時に整備し、約12,000人が避難可能な「命を守る庁舎」として計画
- ◆令和元年10月 市議会9月定例会にて下記について議決  
・新清水庁舎整備に係る事業予算]94億3,900万円の債務負担行為  
・「静岡市区の設置等に関する条例等の一部改正」議案で、清水庁舎の位置を「清水区袖師町2002番地」へ改正
- ◆令和2年5月 新型コロナウイルス感染症の影響により、清水庁舎整備事業の事務手続きを一時停止
- ◆令和2年10月 令和2年度中の事業再開は困難と判断して、関連事業費の減額と債務負担行為の廃止を議決  
【理由】  
・行政デジタル化や庁舎機能の検討を要する。  
・先行き不透明な社会経済状況であるため、民間投資意欲について引き続き検討を要する。
- ◆令和2年12月 市とJCHOが、桜ヶ丘病院の移転先を清水駅東口公園の一部（全7,294㎡のうち、4,900㎡）とする基本協定書を締結
- ◆令和3年12月 市議会11月定例会にて、清水駅東口公園の土地と、JCHOの土地交換を議決
- ◆令和3年12月 中間報告「ポストコロナ時代に求められる庁舎機能」を公表  
・区役所（窓口）の市民サービス機能の改善  
・テレワークの定着や新たな執務スペース手法の導入  
・面積（庁舎規模）への影響
- ◆令和4年3月 「ポストコロナ時代に求められる清水庁舎整備の方向性」を公開  
・コロナ禍における庁舎計画への影響  
・清水のまちづくりの変化  
・対応すべき重点課題  
・現計画の見直しの方向性  
→整備方法、建設場所について、複数の選択肢と評価項目を設定の上、最適な整備パターンを改めて検討する必要性が生じている。
- ◆令和4年度 静岡市清水庁舎整備検討委員会を設置

「ポストコロナ時代に求められる清水庁舎整備の方向性」を今後の検討の軸とし、この検討委員会にて、迅速かつ重点的にオープンな議論を進め、広く市民意見を聴取しながら、現計画に代わる「新たな方針」を示す。

---

## 資料4：報告資料

### (2) 清水庁舎の現状

第1回静岡市清水庁舎整備検討委員会  
令和4年6月2日

# 清水庁舎の現状

庁舎再整備の背景

## 清水庁舎の現状

- 清水庁舎は旧清水市の市役所庁舎として昭和58年に建設。平成15年の旧静岡市と旧清水市の合併、平成17年の政令市移行を経て、現在は清水区役所及び市役所の局の一部が置かれている。
- 平成23年に発生した東日本大震災を契機に、平成23年度から平成25年度にかけて現清水庁舎が大規模災害を受けた場合の業務継続に与える影響を調査した結果、静岡県が定める建築物の耐震性能ランクⅡ（建物自体は倒壊する危険性は低いですが、かなりの被害を受けることも想定される）であることや、最大クラスの津波（レベル2）に対しては現在の防潮機能では浸水によって地下の電気設備等が被害を受ける可能性があり、業務継続に支障が生じる恐れがあることが判明。
- 更に、建築後40年が経過し、近年はエアコンの故障など、設備の経年劣化も顕在化している。

→ 現清水庁舎は一刻も早い整備が必要な状況

## 清水庁舎整備等事業を取り巻く情勢の変化

- 清水駅東口公園への移転新築を計画して事業者募集の入札公告を行っていた清水庁舎整備等事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により事務手続きを一時停止。
- コロナ禍を受け、ポストコロナ時代を見据えた市庁舎機能の調査・研究を行った結果、デジタル化の急激な進展が今後の行政サービスや庁舎機能のあり方に大きな影響を及ぼすことが判明。
- また、清水駅東口公園における桜ヶ丘病院の移転決定や清水駅東口エリアにおける脱炭素地域化に向けた新たな拠点形成の動きなど、現計画では想定していないまちづくりの変化が生じている。

→ コロナ禍を経て、今後の庁舎機能のあり方や清水のまちづくりに対する清水庁舎等整備事業の考え方について見直しが必要な状況

# 清水庁舎の現状

施設概要、階層図、入居部門（出所：基本構想より）

## 【清水庁舎・区役所の施設概要】

- 所在地 静岡市清水区旭町 6 番 8 号
- 敷地面積 7,761.51 m<sup>2</sup>
- 建物面積 4,036.24 m<sup>2</sup>
- 延床面積 23,345.77 m<sup>2</sup>
- 第 1 駐車場（庁舎前） 3,725.27 m<sup>2</sup>  
（来庁者用 84 台、他に第 2・第 3 駐車場有）
- 構造規模
  - ・鉄骨鉄筋コンクリート造
  - ・地下 2F・地上 9F（PH2F）
- 建設年
  - ・昭和 54 年度～55 年度 基本・実施設計
  - ・昭和 56 年 3 月 25 日 着工
  - ・昭和 58 年 6 月 30 日 完成
- 入居部門
  - ・清水区役所 7 課
  - ・清水庁舎 10 局 30 課（区役所除く）
  - ・計 37 課
  - ・職員数 960 人（非常勤・関係団体含む）

## 【階層構成図】



## 【入居部門】

階数	局・部名など	課・室名など
9階	子ども未来局	子ども未来課、青少年育成課、幼保支援課、こども園課、子ども家庭課
8階	教育委員会事務局 教育局	会議室91、92、93、教育相談室3 教育総務課、教職員課、教育施設課、学校教育課、学校給食課 教育相談室1、2
7階	都市局 都市計画部	清水駅周辺整備課
	建設局 土木部	土木事務所
	建設局 道路部	清水道路整備課
	教育委員会事務局 教育局	教職員課（教師塾係）、学事課
6階	経済局 農林水産部	農業政策課、農地整備課、治山林道課、水産漁港課
	上下水道局 水道部	水道事務所
	上下水道局 下水道部	下水道事務所
		会議室61
5階	経済局 商工部	産業政策課、産業振興課、商業労政課、清水港振興課
		職業相談所、会議室51、52、53
		市職員労働組合連合会清水支部、水道労働組合、ユニオン仲間
4階	清水区役所	地域総務課、市政情報コーナー、清水区選挙管理委員会事務局、市民相談コーナー
	市民局	消費生活センター（清水窓口）
3階	都市局 都市計画部	都市計画事務所
		ふれあいホール、清水歴史資料コーナー 会議室第1、2、301～304、306、312～314
		介護認定室、教育委員会室、職員サークル室
2階	財政局 税務部	清水市税事務所
	清水福祉事務所	生活支援課
	保健福祉長寿局 保健衛生医療部	保健所清水支所（清水食品衛生協会）、動物指導センター（動物指導第2係）
		静岡市まちづくり公社、国際交流協会清水支部、会議室21、22
1階	清水区役所	戸籍住民課、保険年金課、パスポート（旅券）窓口
	会計室	清水会計課
	清水福祉事務所	障害者支援課、子育て支援課、高齢介護課
		総合案内所
		警備員室
地下1階		食堂、売店



# 清水庁舎の現状

現庁舎の利用状況

## ●アクセス

JR「清水駅」から徒歩約15分、静鉄電車「新清水駅」から徒歩約5分  
しずてつジャストラインバス「清水区役所」バス停下車、徒歩3分

出所：静岡市HPより

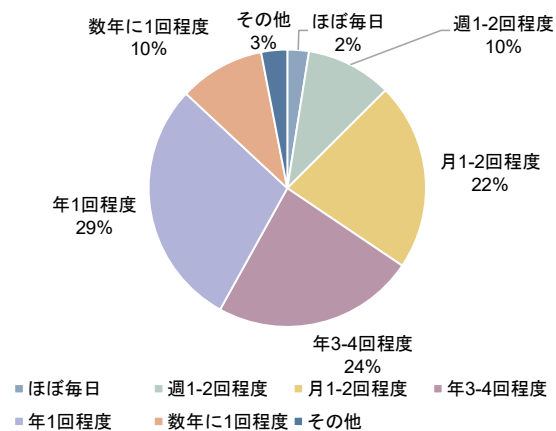
## ●庁舎利用者数

年間 60万人（概算、職員含む。）

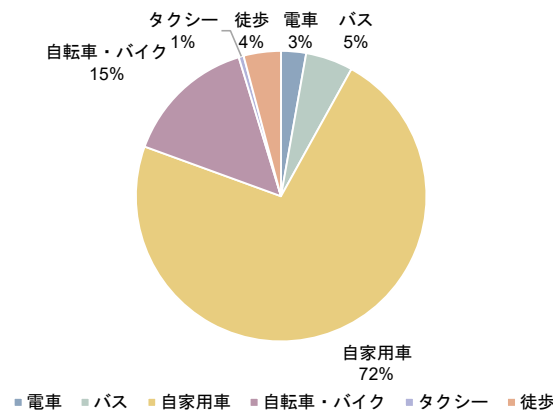
出所：新清水庁舎建設基本構想（資料編）より

## ●来庁頻度・交通手段・来庁目的

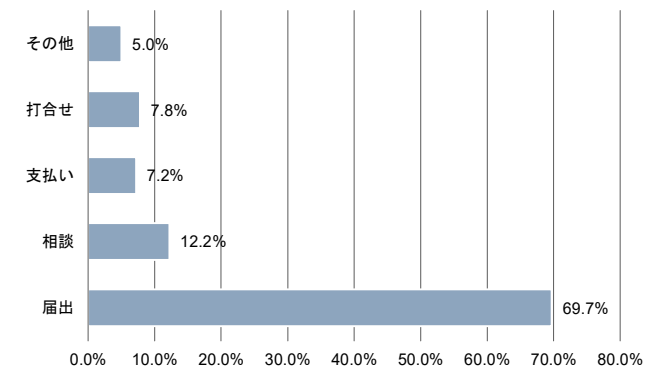
来庁頻度



交通手段



来庁目的



出所：新しい未来の庁舎のあり方等調査業務，来庁者アンケートより

### (3)令和3年度調査

ポストコロナ時代に求められる清水庁舎整備の方向性（概要版）

調査の  
条件設定

デジタル化が一定程度進んだ約10年後の庁舎のあるべき姿を「新しい庁舎」と位置付ける。  
10年後の社会にも新型コロナウイルス感染症やそれに代わる新たな感染症が存在するものとして考える。

資料5

## 1 ポストコロナ時代の庁舎のあり方(庁舎共通の考え方)

### (1) コロナ禍の地域社会への影響

- ・国内総生産（GDP）の低下、地方財政の疲弊
- ・仕事や収入の減少
- ・**デジタル化の加速、デジタル・ガバメントの推進**
- ・**デジタル活用による消費行動、働き方・学び方の変化**

### (2) コロナ禍による社会変化～想定される主な社会像～

- ・**超スマート社会**
- ・分散型社会
- ・すべての人にやさしい社会
- ・多様な幸せを実現する社会



## (3) コロナ禍の影響により変化する庁舎検討のポイント

### ① 市民サービス機能

デジタル化の進展により、区役所（窓口）の市民サービス機能の改善が可能となる。

### ② 協働・交流機能

デジタル化が進む一方、対面コミュニケーションの必要性・重要性が増す。

### ③ 執務機能

テレワークが定着するとともに、新たな働き方に対応する執務スペースの導入が求められる。

### ④ 市民サービス機能・執務機能

感染症リスクを低減するための、執務環境や設備の導入が求められる。

標準化システム移行後は、一部の先進都市で既に取り入れられている、**利用者目線で使いやすく・簡単・便利な窓口サービスが、全国的に広がる**ことが想定される。



**将来的には、行政手続きのオンライン化が一層拡大し、窓口に来なくてもあらゆる行政サービスを受けることができるようになる**ことが想定される。

デジタル化によって行政サービスの利便性は高まる一方、**信頼関係等の構築には対面コミュニケーションが重要**



市民サービス機能として、生活相談やデジタルデバインド対策の対話スペースの拡充や、**市民と行政が協働・交流する場としての拠点性の確保**が求められる。

テレワーク等の柔軟な働き方の定着に加え、新たな働き方に対応する執務スペースでは、**偶発的な交流や部門間の連携等の要素**が求められる傾向にある。



新たな働き方に対応する執務スペースの手法=A BW：Activity Based Workingの略。「時間」と「場所」を自由に選択できる働き方のこと。

感染症リスクを低減するためには、**ゆとりのある執務空間や、十分な換気と適切な環境管理**が求められる。



○執務環境におけるリスク低減策

- ・対人距離の確保
- 設備によるリスク低減策
- ・自然換気、機械換気
- ・適切な湿度、CO<sub>2</sub>濃度管理

## (4) コロナ禍の影響を踏まえた庁舎規模の増減要素

機能群	区分	面積削減（効率化）を実現する要素	面積確保が必要となる要素
市民サービス機能	全体	・職員数の減少	
	窓口	【①市民サービス機能の改善】 ・ガバメントクラウドによる窓口減少（待合スペース削減）	
協働・交流機能	相談・対話		【②対面コミュニケーションの重要性】 ・相談窓口の拡充
	協働・交流		【②対面コミュニケーションの重要性】 ・協働・交流スペースの拡充
執務機能	執務室	【③テレワーク、新たな執務スペース】 ・テレワークによる登庁職員数の減少に伴う執務スペースの減少 ・フリーアドレス導入による執務スペースの削減	【③テレワーク、新たな執務スペース】 ・ABW導入による執務スペースの拡張
	会議室	・会議の効率化による会議室の削減	
	書庫・倉庫	・書類電子化による書庫・倉庫の削減	

④感染症リスクの低減：人員や動線を管理すること等の感染症対策で対応が可能であり、感染症リスク低減のために庁舎規模を増加させる必要性は低い。

## (5) 【参考】清水庁舎をモデルとした増減シミュレーション

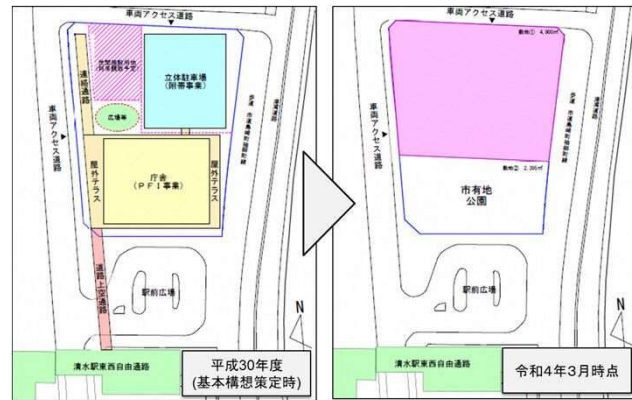


増減要素が10年後の清水庁舎の規模に与える影響をイメージするため、各施策の増減率の上限値から下限値までを設定し、シミュレーションを実施した。増減率の数値は、将来人口推計や他事例等の数値を参考に、機械的に試算したものでありそのまま将来の庁舎に適用するものではない。

## 2 清水駅周辺の変化と清水庁舎整備事業に係る市民意向の把握

## (1) 清水のまちづくりの変化

## ① 移転予定地である清水駅東口公園の変化



【経過】

- ・令和2年5月  
事務手続きの一時停止
- ・令和2年11月  
庁舎移転地であった清水駅東口公園を含む複数の土地を、移転候補地としてJCHOに提示
- ・令和2年12月  
市とJCHOが桜ヶ丘病院の移転先を清水駅東口公園とする基本協定書を締結
- ・令和3年12月  
桜ヶ丘病院の移転地として、清水駅東口公園のうち4,900㎡を土地交換する議案が、市議会で可決

市は、清水地域の医療体制の確保を優先するため、清水庁舎建設予定地である清水駅東口公園の一部を桜ヶ丘病院の移転地とする決断をした。その結果、庁舎の建設可能面積は大幅に低減し、庁舎設計の自由度が低下するなど、**現計画の遂行には一定の制限が想定される。**

## ② 清水駅東口の変化



清水駅東口周辺の臨海部における新たな動きとして、「J R清水駅東口エネオス次世代エネルギープラットフォームと連携した地域づくり」や、公民連携による。江尻地区ガイドプランの作成が進み、**現計画では想定していなかった賑わいづくりの可能性が生じてきている。**

【トピックス】  
令和3年7月14日、静岡市とENEOS(株)は、静岡市およびENEOSが相互に連携し、ENEOSの所有する清水製油所跡地を中心に次世代型エネルギー供給プラットフォームを構築するとともに、「まち」と「みなと」が一体となった魅力的かつ持続可能な地域づくりを進めることを目的に、「静岡市清水区袖師地区を中心とした次世代型エネルギーの推進と地域づくりに係る基本合意書」を締結した。

## (2) 清水庁舎整備事業に係る市民意識の把握

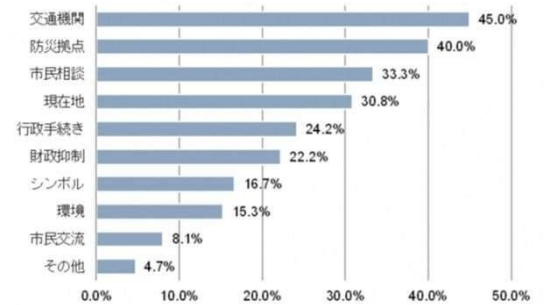
## ① 来庁者アンケートの概要

- ・実施目的：清水庁舎の利用者について、現状の利用実態、デジタル化の感じ方、将来の重点項目を把握し、庁舎整備の見直しの方向性を検討する上での参考とする。  
※H29年度の市民アンケート調査結果と比較
- ・実施方法：清水庁舎来庁者を対象としたアンケート（聞き取り調査）
- ・実施期間：2021/11/15（月）・16（火）
- ・総回答者数：360人

## 【回答者・年代別内訳】

年齢	回答者数	割合
18歳～20歳代	26	7.2%
30歳代	34	9.4%
40歳代	49	13.6%
50歳代	62	17.2%
60歳代	82	22.8%
70歳代以上	107	29.7%
合計	360	100.0%

## ② 将来の庁舎について重視すること



(n=360)	件数	割合
公共交通機関を利用しやすい場所であること	162	45.0%
災害時の防災拠点であること	144	40.0%
市民生活全般について相談できる窓口があること	120	33.3%
現在の場所であること	111	30.8%
行政手続き以外に特に重視することはない（行政手続きがスムーズに行えることが大事）	87	24.2%
古くても長く使用する等、財政負担を抑制すること	80	22.2%
まちのシンボルであること	60	16.7%
環境にやさしいこと	55	15.3%
市民同士の交流の場であること	29	8.1%
その他	17	4.7%

## ③ アンケート結果の分析

- ・行政手続きのデジタル化の捉え方は世代間で違いがある（年代の上昇とともに苦手意識が高まる傾向）。  
特に、**庁舎の利用頻度が高い高齢者層はデジタルに対する苦手意識のある方も多く、苦手意識のある方々にも安心して行政サービスを利用してもらうために、今後も窓口での手続き支援などの対策が必須となる。**
- ・交通アクセスをはじめとした「庁舎の利用のしやすさ」と災害時の「防災拠点機能（災害への強さ）」の重要性はH29調査の同種の設問と比較し変わらなかった。交通利便性が高い場所を求めていると同時に、災害への不安が変わらず続いているため、**現計画で定める「清水区の防災拠点」として災害時に強い建物構造、業務継続機能等は維持する必要がある。**
- ・「市民生活の相談窓口」を重要視する市民は多い。行政サービスのデジタル化が進むことにより、申請手続きによる来庁者は徐々に減少することが想定される一方、市民は生活全般における相談窓口を求めている。**これからの庁舎窓口は申請手続きから相談へ、その主な機能をシフトすることが求められていると推測できる。**



### 3 重点課題と現計画見直しの方向性

#### (1) 清水庁舎整備事業が対応すべき重点課題

ポストコロナ時代の庁舎	清水のまちづくりの変化	市民が重視すること	清水庁舎の現状
<ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続きのオンライン化が進み、来庁者数は減少</li> <li>職員のテレワーク定着とABW導入</li> <li>対面コミュニケーションを図る相談・交流スペースの拡充</li> <li>感染症リスクの低減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>庁舎移転予定地の清水駅東口公園の一部に桜ヶ丘病院移転が決定</li> <li>清水駅東口周辺の臨海部において、新たな賑わいづくりの可能性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共交通機関を利用しやすい場所</li> <li>災害時の防災拠点</li> <li>市民生活全般について相談できる窓口</li> <li>現在の場所</li> <li>環境にやさしい(特に20代以下が重視)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震性能がランクIIで不足している</li> <li>災害時の業務継続に支障が生じる恐れ</li> <li>区災害対策本部機能の確保が必要</li> <li>設備・機能の老朽が顕在化</li> </ul>

#### 本事業が対応すべき重点課題

**重点課題①** ポストコロナ時代の庁舎は、コロナ禍によってデジタル化が劇的に加速することが想定される。それにより、行政手続きのオンライン化が進み、簡単・便利になる窓口機能の導入や、新たな働き方では、業務の生産性が向上が想定されるため、**窓口機能・執務機能について、新たな検討が必要**

**重点課題②** ポストコロナ時代の庁舎は、来庁者数の減少が想定される一方、窓口の相談機能や、市民等の交流拠点としての需要は高まると想定される。また、清水駅東口の臨海部では新たな賑わいづくりの可能性が生じている。それらの変化を踏まえ、清水のまちづくりにおける庁舎の役割について、**現計画の目的「庁舎・民間施設・駐車場での賑わいづくり」が適当であるかの検討が必要**

**重点課題③** 庁舎移転予定地である清水駅東口公園の一部に桜ヶ丘病院の移転が決定した結果、現計画の「清水駅東口公園への移転新築」方針を含め、**複数の選択肢から、最適な整備パターン**の検討が必要

#### (2) 現計画との相違点の整理

**■基本理念・基本方針**

庁舎の基本理念  
市民に開かれたコンパクトな庁舎  
～港町の歴史と自然に向き合いながら「清水のまちづくり」を未来へリードする～

清水区民の行政サービスの拠点  
誰もが訪れやすく使いやすい庁舎

清水区の防災拠点  
人々をまもり、まちをまもる庁舎

清水区のまちづくりの拠点  
人と人、人とまち、まちとまちがつながる庁舎

**■庁舎に必要な機能**  
基本理念・基本方針の実現のために必要となる庁舎の機能を設定

■基本方針1  
清水区民の行政サービスの拠点  
経済性に優れ、誰もが訪れやすく使いやすい庁舎

■基本方針2  
清水区の防災拠点  
人々をまもり、様々な災害に対応する庁舎

■基本方針3  
清水区のまちづくりの拠点  
人と人、人とまち、まちとまちがつながる庁舎

【導入機能】

- ①ユニバーサルデザイン
- ②分かりやすく手続きしやすい窓口機能
- ③機能的かつ効率的な庁舎機能
- ④利便性の高い交通アクセス機能
- ⑤災害に強い建物構造
- ⑥災害時の業務継続機能
- ⑦ウォーターフロントにおける命を守る緊急避難機能
- ⑧人と人をつなげる機能
- ⑨地域資源を活かしエリアの価値を高める機能
- ⑩市民の暮らしに寄り添う機能

**重点課題①に対応 相違点の整理** 導入機能「分りやすく手続きしやすい窓口機能」「機能的かつ効率的な庁舎機能」の見直しが必要

**重点課題②に対応 相違点の整理** 導入機能「地域資源を活かしエリアの価値を高める機能」の見直しが必要

**重点課題③に対応 相違点の整理** 整備方針・建設場所の「清水駅東口公園への移転新築」の見直しが必要

#### (3) 現計画の見直しの方向性

現計画	① 窓口機能・執務機能(重点課題①)	② 庁舎の役割(重点課題②)	③ 整備方法・建設場所(重点課題③)
見直しの方向性	<p>庁舎は誰もが訪れやすく使いやすいことを目的に、窓口機能や執務機能は、基本方針「清水区民の行政サービスの拠点」の下、導入機能として「分かりやすく手続きしやすい窓口機能」「機能的かつ効率的な庁舎機能」を掲げていた。</p> <p>コロナ禍の影響を受けてデジタル化が劇的に加速して進むことにより、窓口機能は、国が示す標準化システム移行後、利用者目線で使いやすいサービス機能の導入を検討する必要がある。さらに<b>将来的には、行政サービスの提供場所が庁舎からオンラインへ移行することも想定される。</b></p> <p>一方、執務機能においては、<b>テレワーク等の柔軟な働き方の定着</b>に加え、新たな働き方に対応する執務スペースでは、<b>偶発的な交流や部門間連携等の、生産性や創造性の向上</b>に資する要素が求められる傾向を考慮した検討が必要となる。</p>	<p>清水都心のまちづくりにおけるリーディングプロジェクトとして、庁舎、民間施設、駐車場の三位一体で「R清水駅前に賑わいを生み出していくことが目的のひとつにあり、基本方針「清水区のまちづくりの拠点」の下、導入機能として「地域資源を活かしエリアの価値を高める機能」を掲げていた。</p> <p>将来的には、来庁者の減少が見込まれること等により、庁舎は人々が集まる<b>「まちづくりの拠点」として重要であることは変わらないもの</b>、にぎわいの質が、協働・交流等の目的に応じた、行政機関としての交流拠点にシフトするかの検討が必要となる。</p> <p>それに伴い、<b>清水のまちづくりにおける庁舎の役割の検討</b>を行うとともに、現計画で予定している「庁舎隣接地への民間事業者の参入により、清水都心に賑わいを創出する」ことについては、その主体を、庁舎整備事業から他の事業へ移行するなどの検討も必要となる。</p>	<p>整備方法・建設場所は、まちづくり方針との整合性、概算コスト、工事中の市民サービス、必要敷地の確保、財政負担、公共交通の利便性等を総合的に勘案し、「清水駅東口公園への移転新築」を方針としていた。</p> <p>桜ヶ丘病院の移転を優先したことにより、<b>庁舎建設予定地の建築可能面積が大幅に減少</b>したこと等から、当時の想定と条件が変わってきている。</p> <p>そのため、現時点において、「清水駅東口公園への移転新築方針」が最適案であるかを含め、<b>整備方法・建設場所について、複数の選択肢と評価項目を設定の上、最適な整備パターンを改めて検討</b>する必要性が生じている。</p>

---

## 資料 6 : 議事資料

整備方法・整備場所の見直し

第1回静岡市清水庁舎整備検討委員会  
令和4年6月2日

# 整備方法・整備場所の見直し

令和4年度検討の進め方

回数	日程	想定される議論のポイント
1	6月2日 16:00-18:00	<ul style="list-style-type: none"><li>事業経過</li><li>令和3年度調査結果 報告</li><li>令和4年度 検討スケジュールの確認</li><li>重点課題の確認</li></ul>
2	8月1日 15:00-17:00	<ul style="list-style-type: none"><li>第1回委員会のふりかえり（委員意見整理）</li><li>整備方法・建設場所の比較、検討</li><li>評価項目、基準の確認</li></ul>
3	調整中	<ul style="list-style-type: none"><li>第2回委員会のふりかえり（委員意見整理）</li><li>整備方法・整備場所の決定</li><li>基本構想（案）の確認</li></ul>
4	調整中	<ul style="list-style-type: none"><li>第3回委員会のふりかえり（委員意見整理）</li><li>導入機能の確認</li><li>配置する部局・階層構成・規模の確認</li><li>施設計画の確認</li></ul>
5	調整中	<ul style="list-style-type: none"><li>第4回委員会のふりかえり（委員意見整理）</li><li>事業手法について</li></ul>
6	調整中	<ul style="list-style-type: none"><li>第5回委員会のふりかえり（委員意見整理）</li><li>基本計画のとりまとめ</li></ul>

基本構想の見直し検討

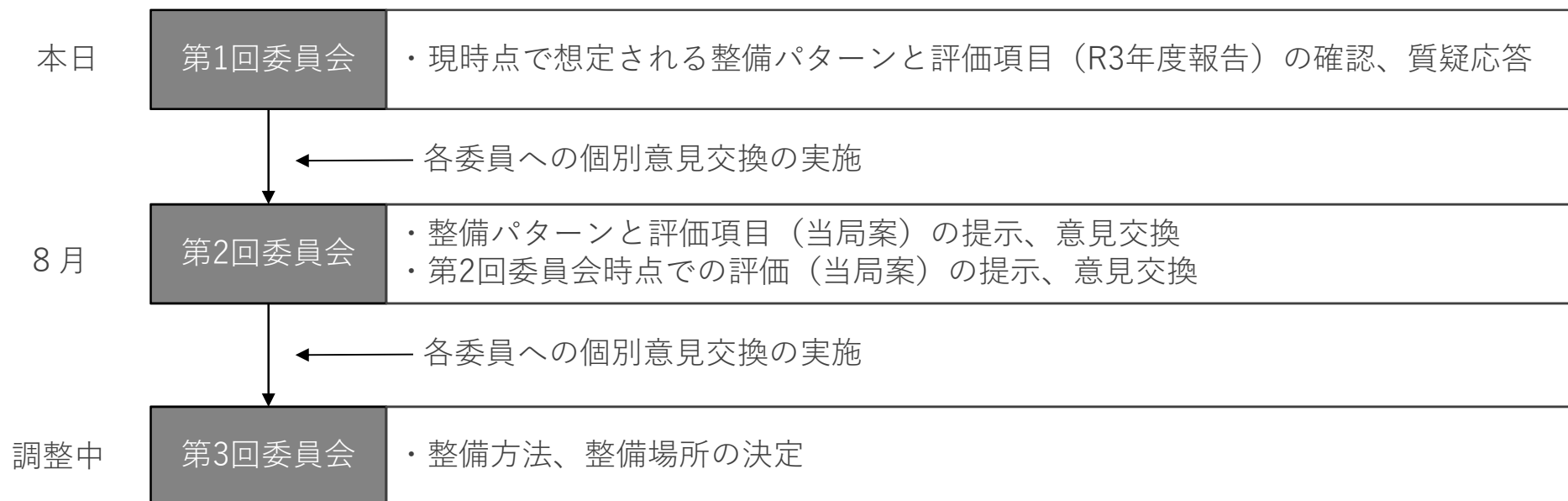
基本計画の見直し検討

※4～6回目の検討内容は、第3回に決定する整備方法、整備場所によって変更する場合があります。

# 整備方法・整備場所の見直し

整備パターン決定までの進め方

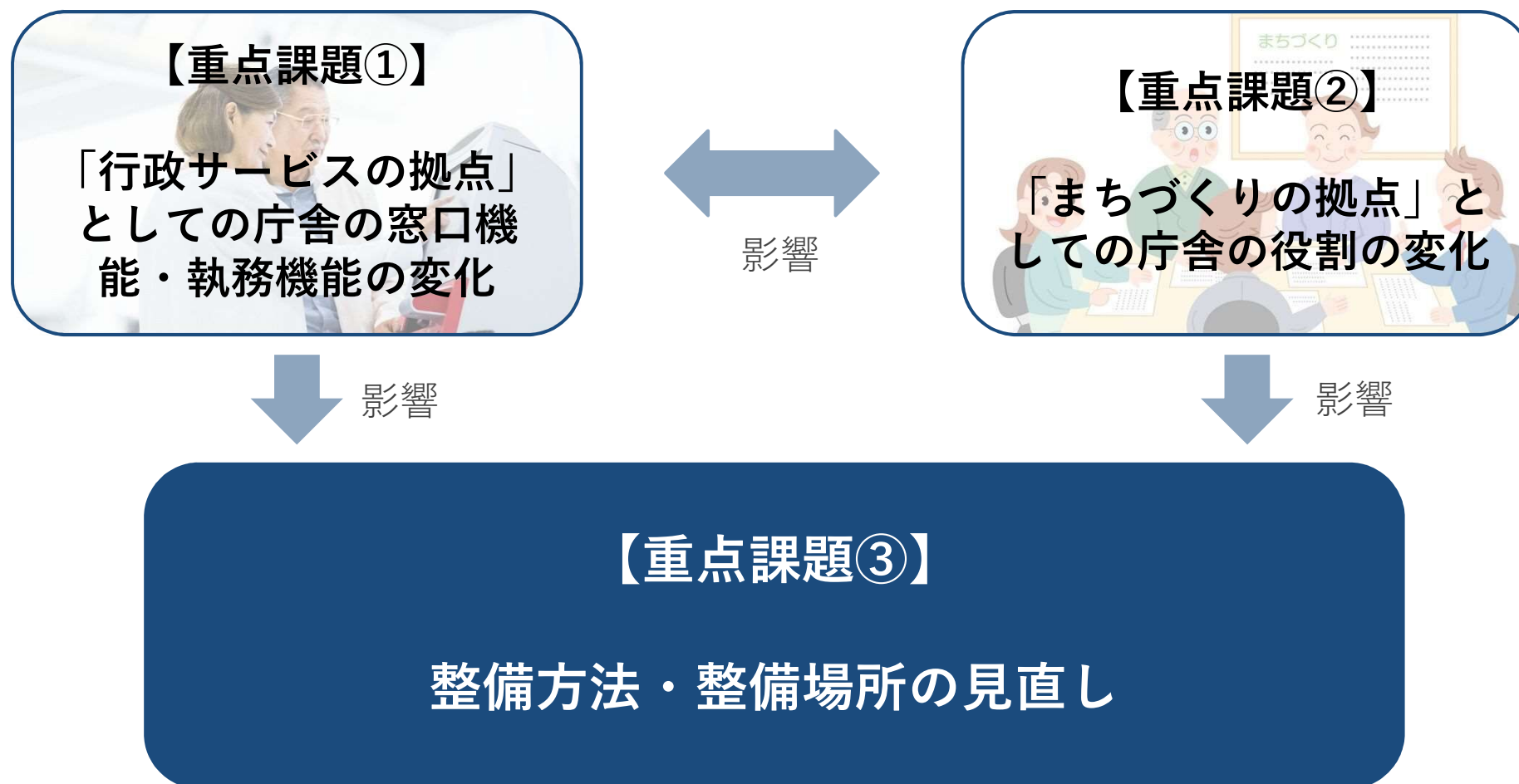
## ■整備パターン（整備方法・整備場所）に関する議論、評価の流れ



# 整備方法・整備場所の見直し

本検討委員会で議論頂きたいこと

- R3調査から、重点課題①～③が現計画を見直す主なポイントであると想定される。特に、本検討委員会前半の主な議論となる重点課題③は、重点課題①②と相互に影響することを考慮する必要がある。





# 整備方法・整備場所の見直し

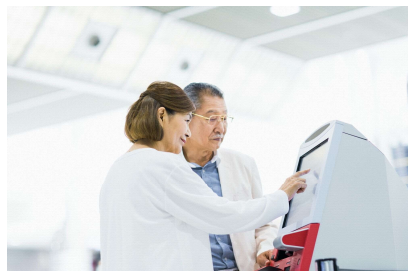
【重点課題①】「行政サービスの拠点」としての庁舎の窓口機能・執務機能の変化

- R3年度調査では、約10年後の庁舎を「新しい庁舎」と位置づけ、一般論として庁舎のイメージを整理した。

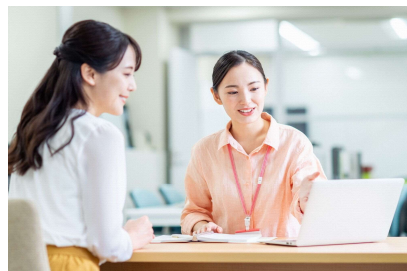
## 新しい庁舎のイメージ

行政手続きや業務を行うための空間から、人と人のコミュニケーションや個人の生活（住民・職員）に寄り添い、地域の未来を支えるための空間に変化。

市民サービス機能

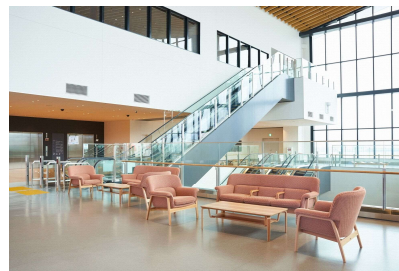


デジタル化で手続きも簡単



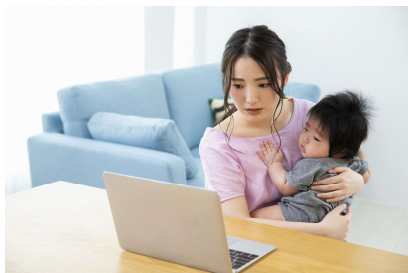
困りごとは窓口で相談

協働・交流機能



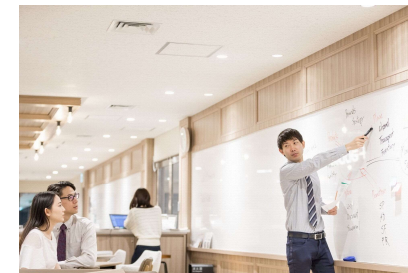
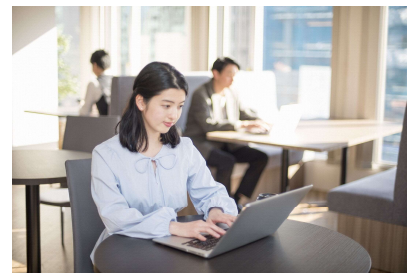
ゆとりのある待合スペース・対話スペース  
(空間の可変性を確保し、様々な事象に対応)

市民サービス機能



自宅でも手続き・相談可能

執務機能



執務空間へのABW(※)導入により、自治体職員の生産性や創造力を向上

※ A B W : Activity Based Workingの略。  
「時間」と「場所」を自由に選択できる働き方のこと。

## 整備方法・整備場所の見直し

【重点課題②】「まちづくりの拠点」としての庁舎の役割の変化

### 「基本方針3：まちづくりの拠点」の前提にあった考え方（基本構想より一部抜粋、編集）

- 清水庁舎の再整備は、「中心部への生活機能の集積」の取り組みの一つであり、公共交通の利便性が高く、商店街や公共施設などが集積するエリアへ庁舎を移転することで、買物客や施設利用者の増加による賑わいの創出や地域経済の活性化の促進が期待された。また、公共施設の更なる集積による周辺地域の新たなまちづくりの促進や民間開発の誘発も期待された。
- 他方で、庁舎の再整備は、市民が様々なまちづくり活動に関わるきっかけづくりの場となるとともに、職員がまちに飛び出して、「人」や「まち」と積極的に関わり、市民と協働して清水のまちを創っていく場となることを目指していた。



### 基本方針への影響が想定される前提条件の変化（R3年度報告より一部抜粋、編集）

- 来庁者の目的の変化
  - 行政手続きを目的とした来庁者の割合が減少し、相談を目的とした割合が増加
  - 協働・交流を目的とした、市民や団体が活動する拠点を確保する必要性が増加
- 清水都心のまちづくりの変化
  - 桜ヶ丘病院の清水駅東口公園への移転
  - 次世代型エネルギープラットフォームと連携した拠点づくり(※1)
  - 清水みなとまちづくり公民連携協議会(※2)による「清水駅東口・江尻地区」に関するガイドプラン（将来像）の作成

(※1) ENEOS(株)が構築を進める清水駅東口エリアへの次世代エネルギー供給拠点並びにネットワーク

(※2)みなとまちづくりを公共と民間が協力して進めている一般社団法人

# 整備方法・整備場所の見直し

【重点課題②】「まちづくりの拠点」としての庁舎の役割の変化

- 前提条件の変化（前ページ参照）から、庁舎再整備に期待する効果は見直しが必要。

## ✓現計画における清水庁舎等整備事業の目的

- 清水都心のまちづくりにおけるリーディングプロジェクトとして、庁舎、民間施設、駐車場の三位一体でJR清水駅前に賑わいを生み出していくこと。
- 市民が様々なまちづくり活動に関わるきっかけとして、職員がまちに飛び出して「人」や「まち」と積極的に関わり、市民と協働して清水のまちを創っていく場となること。



## ✓新たな論点

- 清水駅東口エリアにおける新たなまちづくりの動きに伴い、庁舎整備による新たなまちづくりの促進や民間開発を誘発する役割が低下。
- 市民と職員の協働や市民参加の誘発による、市民主体のまちづくりの実践がより重視される。



# 整備方法・整備場所の見直し

【重点課題③】 整備方法・整備場所の見直し

## 1. 整備パターンの複数の選択肢（案）

建替（新築）パターン			改修（長寿命化）パターン	
案1（現計画ベース）	案2	案3	案4	案5
清水駅東口公園移転建替	別敷地移転建替	現地建替	現庁舎大規模改修	別施設移転改修
清水駅東口公園の当初の敷地面積7,295㎡のうち、JCHO病院の移転先を除く、2,395㎡に新庁舎を建設する。  容積率から新庁舎の規模の上限は、11,975㎡となり分散化の検討が必要。	清水都心地区のまちづくり方針に従い、新たな土地を確保し、新庁舎を建設する。	現庁舎の第1駐車場、又は第3駐車場に新庁舎を建設した後、現庁舎を解体し、駐車場を整備する。  駐車場面積では新庁舎の規模を確保できないため、分散化の検討が必要。	現庁舎の耐震化、津波対策や長寿命化のための大規模改修を実施する。  (改修時には、最低限の面積を有する仮設庁舎、又はそれに代わる施設が必要)	清水都心地区のまちづくり方針に従い、移転可能な既存施設を確保し、施設の状況に応じた、耐震化や津波対策、長寿命化のための改修を実施した上で庁舎として活用する。

## 2. 評価項目（案）

整備で考慮するポイント			基本方針		
			行政サービスの拠点	災害時の防災拠点	まちづくりの拠点
事業スケジュール (現庁舎の耐震、老朽への対応)	コスト (財政負担の抑制)	アセットマネジメント (既存ストックの有効活用)	整備中の行政サービスへの影響 公共交通機関の利便性	災害時の防災拠点	まちづくり方針に対する「整備場所」の適性



# 清水庁舎整備 5案提示

## 静岡市 大規模改修や建て替え

静岡市は31日、新型コロナウイルスの影響で凍結している市役所清水庁舎整備の方向性をまとめた最終報告を公表した。想定される整備パターンとして、現庁舎の大規模改修や現地建て替えなど五つの選択肢を示した。

清水庁舎を巡っては、移転予定地のJR清水駅東口公園に地域医療機能推進機構(JCHO)が運営する桜

ヶ丘病院の移転が決定。市はコロナ禍の社会変化などを踏まえ、2022年度中に新たな方針を示すとしている。

最終報告では建て替え(新築)パターンとして東口公園移転、新たな土地確保、現地建て替えの3案、改修(長寿命化)パターンとして現庁舎大規模改修と別施設移転改修の2案をそれぞれ提示した。東口公園

への移転新築については「建築可能面積が大幅に減

少したことなどから当時の想定と条件が変わってきている」と明記したが、移転の可能性は排除していない。

市は4月にも有識者や公募市民らでつくる庁舎整備検討委員会を立ち上げ、整備方法などを本格的に検討する。(政治部・森田憲吾)